

大正期における地域事業としての蔵書施設の形成 Formation of Libraries as Local Jobs in the Taisho Period

新藤 雄介
Yusuke SHINDO

東京大学大学院学際情報学府博士課程
Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

要旨・・・本発表は、大正期における文庫と図書館という蔵書施設に着目し、当時の地域社会における人々と書籍の関わりを明らかにすることを目的としている。まず、大正元年前後において文部省を中心に文庫・図書館の設立が推進されたことを明らかにし、次いで、巡回文庫の影響による青年団の文庫の設立を明らかにした。その後、大正期の調査から文庫・図書館の設立状況を数量的に把握し、さらに設立における寄付寄贈の重要性を明らかにした。

キーワード 寄付寄贈、文庫、簡易図書館、青年団、小学校

1. 問題の所在

本発表の目的は、大正期における文庫と図書館という蔵書施設に着目し、当時の地域社会における人々と書籍の関わりを明らかにすることである。ここで取り上げる文庫とは、小学校や青年団や処女会に備え付けられた図書館令によらない蔵書であり、図書館とは、小学校の一室に設けられた簡易図書館である。この文庫には数百冊ほど、図書館には数千冊ほど書籍が収められていた。特に、青年団によって設置された文庫は、当時の通常の図書館調査などでは数字として上がってくるのが少なく、その実態はほとんど明らかになっていない。

こうした文庫と図書館を蔵書数が少なく、専属の司書もおらず、独立した建物を持たない、取るに足りない貧弱な蔵書施設として切り捨ててしまうのであれば、その意味を十分に汲み取ることはできていない。なぜならば、これらの蔵書施設は、大正期において地域社会の人々の手によって設立された点にこそ、重要な意味があるからなのである。

つまり、この文庫や図書館の設置は、図書館行政に携わる人々によって執り行われたのではなく、主として青年団といった地域社会の団体や小学校関係者が中心となり、地域住民の協力を得て行われたのである。それゆえ、文庫と図書館は、書籍の蔵書施設という枠組みのみに留まっていたのではなく、地域社会の人々自身の手によって作り上げられたものなのである。よって、本発表はこれまで十分に見えてこなかった、日常的に溶け込んだ蔵書施設の在り方を明らかにする点に意義がある。

2. 先行研究と本研究の方法

大正期における青年団の文庫・簡易図書館に関する主たる研究としては、奥泉和久の下伊那郡青年会に着目したもの¹、石井敦による地方改良運動との関連で捉えたもの²、永末十四雄による市町村立図書館の普及の中で触れたもの³、が存在する。また、埼玉県に関しては、『埼玉県教育史』では、簡易図書館については取り上げられているが、青年団の文庫については取り上げられておらず、『埼玉県行政史 第二巻』でも、ほとんど取り上げられていない⁴。また、注目されるものとして熊野勝祥の

¹ 文部省普通学務局、1922、『全国図書館に関する調査』文部省普通学務局、5頁。

² 奥泉和久、2001、「図書館運動の系譜——長野県下伊那郡青年会の図書館運動をめぐって」『図書館文化史研究』18号、79-105頁。なお併せて、小川徹・奥泉和久・小黒浩司、2006、『公共図書館サービス・運動の歴史 1——そのルーツから戦後にかけて』日本図書館協会、171-81頁、も参照されたい。

³ 石井敦、1974-5、「地方改良運動と図書館(6)―(10)―青年団と図書館(1)―(5)」『ひびや——東京都立日比谷図書館報』17(2)-18(2)。

⁴ 永末十四雄、1984、『日本公共図書館の形成』136-40・149-51頁。

⁵ 埼玉県教育委員会編、1971・1972、『埼玉県教育史 第四巻・第五巻』埼玉県教育委員会、759-67・769-97頁。

⁶ 埼玉県行政史編さん室編、1990、『埼玉県行政史 第二巻』埼玉県県政情報資料室、475-7頁。

『香川県図書館史』がある⁷。熊野は通常資料の少なさから記述が薄くなる明治末から大正期にかけてを、豊富な資料の提示を中心としつつ多種多様な図書館や文庫の状況を明らかにしている。

こうした研究を踏まえ、本発表では、①文庫と図書館という蔵書施設の形成が、当時の文脈においてどのように行われたのかという点を重視する。このことは、文庫と図書館が、行政の主導によって予算が与えられ施設が作られるのではなく、当時の地域社会の人々がどのように設立に協力し、その施設と蔵書が形成したのかという実践に目を向けることである。また、簡易図書館は、図書館令の手続きを経て設立されることが多く統計で集計されやすかったが、文庫に関してはこれまで数的にはほとんど明らかにされてこなかった。そこで、②統計上で集計されてこない文庫について、数量的に明らかにすることしたい。

そのために、まず大正元年前後において文庫・図書館が、教育関係者にどのようなものとして認識されていたのかを明らかにする。具体的には、『帝国教育』や『日本之小学教師』などの教育系雑誌に依りながら、文部省を中心に図書館の位置づけを確認する。次に、文庫と図書館の設置を具体的に地域を限定し、詳しく見ていく。今回は、大正期の図書館の増加数・青年団の状況・地域社会の状況という点から、当時の全国的な状況を通して見ることが可能な一例と考えられる埼玉県を取り上げる。明治末から大正初期にかけて、埼玉県における青年団による文庫の設立状況を明らかにし、その後、大正期の文庫を数量的に把握する。その上で、青年団と簡易図書館の関係を明らかにし、最後にこれまでの内容をまとめる。ここで主として使用する資料は、埼玉県立文書館に保管されている『埼玉県行政文書』・『埼玉県教育会雑誌』（後に『埼玉教育』）・地方紙である。これらを通して、当時の文庫・図書館と地域社会との関係を明らかにする。

3. 小学校における蔵書施設の認識

まず始めに、大正期を通じて文庫・図書館が普及していくのを見ていく前に、そもそも大正元年前後において、教育関係者の間で文庫や図書館がどのようなものとして捉えられていたのかを確認することとしたい。

日露戦争以後、文部省は主として小学校卒業者に対する教育を目的とした通俗教育政策を推進していく。そうした中で、図書館や文庫といった蔵書施設は、通俗教育の中でも主要な位置を占めていた。明治44年6月、文部省は各地の地方庁に対して通牒を発し、通俗教育の施設について「(二) 幻灯会及活動写真会の開催、通俗図書館及巡回文庫の施設、其他通俗教育上最適なる事業」⁸についての指針を示した。こうした通俗教育政策を一段と推進することになったのは、直前の5月に「通俗教育調査委員会」が文部省によって設置されたことによる。この委員会の第1回の会合で、「七、通俗図書館巡回文庫及び其他各種展覽事業の普及改善及び利用を図ること」⁹が提言され、通俗教育政策は本格化していく。

翌明治45年になり、文部大臣の長谷場純孝は「各位も宜しく地方文化の程度に鑑み、……或は学校図書館等をして地方教化の中心たらしむる等、……学校教育と相待つて社会一般の教化に裨補せしめんことを努めらるべし」¹⁰との訓示を行い、地方教化の中心として(学校)図書館を位置付けた。その後、大正3年において、文部大臣の一木喜徳郎が「近時通俗教育の施設も亦各位の督励に依りて漸次各地に勃興し、其の実績亦見るべきものあるに至れるは、本官の深く喜ぶ所なり」¹¹として、一定の普及をみることになる。こうした結果大正4年の状況として、「文部省に於ては自ら経営施設するの外、通俗教育上の材料を成るべく多く各地方へ供給し、其の施設を奨励することに努められたるの結果として、通俗講演は何れも盛に行われ、通俗図書館巡回文庫の設置、亦大に増設を見るに至り」と、文庫や図書館の普及を伝えている¹²。

4. 巡回文庫の影響と青年団文庫の設立

次に、こうした教育関係者の蔵書施設に対する認識と並行する形で、大正元年前後に実際にどのような蔵書施設が形成されていったのかを見ていくこととしたい。その上で留意して置きたいのは、埼玉県では青年団などによる文庫の設置が増加し始める以前に、県行政によって明治42年に巡回文庫が導入されていたということである。

青年団による文庫の設置は、大正元年前後から徐々に活発化し、たとえば明治44年では「北足立郡馬宮村青年会は……同村学校に文庫の設置を企て浪江昇遊城泰山湯沢庄作大久保三五郎の四氏主唱者となりて各自蔵書の全部を提供し時の村長磨田

⁷ 熊野勝洋, 1994, 『香川県図書館史』香川県図書館学会, 82-205頁。

⁸ 「通俗教育の通牒」『教育時論』943号、1911年6月、35頁。

⁹ 「通俗教育調査会(第一回)」『日本之小学教師』13巻150号、1911年6月、89-90頁。

¹⁰ 「文部省訓示要領」『教育時論』973号、1912年4月、37頁。

¹¹ 「一木文相訓示要領」『帝国教育』383号、1914年6月1日、115頁。

¹² 一記者「文部省の通俗教育事業の概況」『帝国教育』390号、1915年1月、95頁。

友七氏他百二十五名の賛助を得て」¹³、文庫を設立した。こうした状況は、「今や巡回文庫を以て満足せず進んで常設文庫の必要を感じ各教育会青年団等概ね簡易なる文庫を設置するに至りし」¹⁴として、県行政による巡回文庫の導入が青年団による文庫の設置を促したのであった。学務課長を務めていた安達卓次は、「巡回文庫の目的とする処は地方人民に文庫所有の図書を読ませしむるのみには非ず」、「青年が青年会の如き団体を以て文庫に在りし斯々の図書が善き故購求して簡易文庫を設置しやうと云ふが如くなり其結果各地に続々小図書館小文庫が設置され」¹⁵ることだとして、巡回文庫の影響を読書効果よりもむしろ蔵書施設の設置にこそ、その意味があるとしている。

明治45年2月には、北足立郡吹上青年会が「先般来資金募集中の処此程漸く結了せしに依り……新刊の図書数百部を選択購入し已に諸般の準備整頓したるを以て愈々来十一月紀元節を■し其開庫式を吹上小学校内に挙行する筈なり」¹⁶として、小学校に青年団の文庫が設立された。こうした小学校への青年団文庫の設立は珍しくなく、「北葛飾郡内の各町村にては青年会教育会等に於て文庫を設置し其図書を小学校又は青年会場に備置きて一般青年の読書の用に供し居れる」¹⁷として、行われていた。このように、青年団の文庫ながら、小学校に設置されたのであった。つまり、文庫は単に青年団だけのものではなかったのである。

5. 文庫の数量的把握

ここでは、いくつかの数量的な調査から、文庫がどの程度設立されていたのかを把握することとしたい。

前章で見た通り、埼玉県においては、巡回文庫の影響を受けて、青年団を中心に文庫を設立する動きが徐々に立ち現れ始める。この時期に埼玉県内でどれほどの文庫が存在したかについて、文庫を所有している町村数は、次の通りになっている。大正1年12月の時点で、「図書館令に依らざる図書文庫」¹⁸を設置する町村数は185町村あり、郡別では北足立郡=33・入間郡=40・比企郡=18・秩父郡=5・児玉郡=12・大里郡=16・北埼玉郡=26・南埼玉郡=20・北葛飾郡=13であり、全町村数の1/2である¹⁹。また、大正2年10月になると、「図書館令に依らざる図書閲覧所」の調査が出ている。閲覧所の数は193ヶ所である²⁰。この2つ調査の数字を合わせて考えると、文庫設置の町村数と閲覧所数とで、大きな数字の開きがないことから、文庫があれば基本的に一町村に一閲覧所が設置されていたと考えられる。但し、180を超える文庫数ということからすると、県営の巡回文庫も含まれていた可能性が高い。

大正8年の調査で、図書館・文庫を所有する団体数についての調査結果が存在する。「図書館文庫等ノ設備ヲ有スル団体数」では、北足立郡=23・入間郡=43・比企郡=33・秩父郡=9・児玉郡=0・大里郡=0・南埼玉郡=14・北埼玉郡=25・北葛飾郡=5で合計152となり、「他の所有ニ係ル図書館、文庫等を利用シツヽアル団体数」では、北足立郡=18・入間郡=11・比企郡=1・秩父郡=18・児玉郡=20・大里郡=5・南埼玉郡=29・北埼玉郡=3・北葛飾郡=12で、合計117となっている²¹。ここで注目したいのは、青年団が図書館や文庫を所有していないくとも、青年団と文庫とは結び付きをもっていたということである。つまり、単なる文庫の所有数だけでは見えてこない関係性が存在するのである。

また、大正12年の調査では、青年団備付文庫について、北足立郡=24・入間郡=10・比企郡=9・秩父郡=6・児玉郡=10・大里郡=9・南埼玉郡=10・北埼玉郡=20・北葛飾郡=2で合計100となり、14の青年団に設置されている²²。なお小学校備付文庫は101で小学校の14、処女会備付文庫は17で処女会の1/20に設置されていた。ちなみに、同時期の青年団基本調査では、巡回文庫について、町村経営=21・青年団経営=100・学校経営=38・個人経営=1・その他=5で合計165で、図書館については、

¹³ 「馬宮村の文庫」『埼玉新報』1911年3月9日、2面。

¹⁴ 「通俗巡回文庫状況（前号のつづき）」『埼玉新報』1911年5月16日、2面。■は判読困難の文字で、以下同じ。

¹⁵ 「文庫の効力如何」『埼玉新報』1913年6月27日、2面。

¹⁶ 「吹上村青年図書館」『埼玉新報』1912年2月2日、2面。

¹⁷ 「葛飾の文庫奨励」『埼玉新報』1914年2月21日、2面。

¹⁸ ここで述べられている「図書館令」とは、明治43年に文部省令第18号として出された「図書館令施行規則」のことを指しているものと考えられる。この法令では、道府県立図書館は文部大臣からの認可が、公立図書館は地方長官からの認可が、私立図書館は地方長官への開申などが必要であった。つまり、「図書館令に依らざる」とは、行政機関への申請を行わずに設置している文庫や図書館だということである。当然、こうしたものは通常の図書館数調査などでは数字に上ってこない。

¹⁹ 「県下の図書文庫」『埼玉新報』1912年12月26日、2面。なお、各郡の数字を合計すると、183町村になる。

²⁰ 「県下の図書閲覧所」『埼玉新報』1913年10月23日、2面。

²¹ 『埼玉県行政文書』大1048 雑款34-1、1919年。

²² 『埼玉県行政文書』大1527 社会教育87、1924年。

町村経営=44・青年団経営=37・学校経営=28・個人経営=5・その他=39で合計153となっている²³。

6. 寄附寄贈と文庫・図書館の設置

大正中期に入ると、青年団による文庫のみならず、簡易図書館の設立も行われていくようになる。この時重要なのが、設立のための資金である。大正12年における青年団備付文庫の予算は、団員負担が743円・寄付が183円・町村の補助が390円というように、公的な資金の割合は少なかった²⁴。

具体的な事例として、大正13年7月に設立された北足立郡の大和田町青年団図書館は、大和田第一尋常高等小学校に設置された。予算は、歳入が団費80円・寄附金220円で合計300円であった²⁵。このように、設立の資金は、寄附金などで賄われたのであった。こうした青年団の図書館は、突然設置されるに至ったということではなく、簡易図書館の設置に至る以前に青年団による文庫の延長線として捉えることができる。大和田町青年団では、まだ大和田青年会だった明治44年2月に、青年会の文庫を設立しようという動きがあった。青年会の総会が開催され、「青年文庫を置くの件」として「即日本籍一個文庫印章一顆及び書籍雑誌併せて百冊の寄贈を得たり」、「文庫書籍購入の件」として「但会員の醸金汎く有志の寄付を乞ふ事」²⁶ということが協議・決定され文庫の設立が行われていたのである。

こうした設立に際しての寄付・寄贈について、「直に村内有志の賛同を得、且つ、村会蔵書家諸氏より、蔵書の寄贈を請ひ、其の経費金五十円を村より補助せられ、其の他金六十円を、村内有志諸氏より寄付を得て、大正三年四月、蔵書冊数八百冊、巡回文庫八函を造成する」（北埼玉郡持田村青年団）²⁷、「1. 団員有志多少にかゝらず醸金のこと」「2. 醸金はなるべく早く各支部に於て支部長取りまとめ本部に持参のこと」（北埼玉郡利島村青年団）²⁸、「本図書館へ教育勅語御下賜三儒年記念事業トシテ団員及ビ有志ノ蔵書五〇〇部ヲ蒐集シタルモノナリ」（人間郡吾妻村青年団）²⁹といったように行われていた。青年団の文庫や図書館の設立において、寄附金や書籍の寄贈が行われ、設立の重要な要素となっていたのである。

7. まとめ

本発表は、大正期における文庫と図書館という蔵書施設に着目し、当時の地域社会における人々と書籍の関わりを明らかにすることにであった。特に、青年団との関係を重視して次のことを明らかにしてきた。

大正元年前後における文部省を始めとする教育関係者による通俗教育の推進を背景に、文庫・図書館の設立が進んでいった。特に、埼玉県では県行政による巡回文庫の導入により、蔵書施設の価値が認識され、青年団による文庫が設立されていった。大正2年の時点で、1/2の町村に文庫が存在し、大正12年の時点で1/4に相当する100の青年団が文庫を所有していた。また、大正8年の調査からも明らかのように、所有していなくても、地域の蔵書施設を利用していたことに、留意しておく必要がある。また、青年団による文庫・図書館の設置において、団員や地域住民からの寄付金や図書への寄贈が重要な要素となったことを明らかにした。

参考文献

- 山輝雄(2009)『近代日本のメディアと地域社会』吉川弘文館。
 柴野京子(2009)『書棚と平台——出版流通というメディア』弘文堂。
 新藤雄介(2012)「明治30-40年代における書籍を巡る協同行為と地域組織——図書閲覧所から巡回文庫へ」『マス・コミュニケーション研究』(80), 133-152。
 永嶺重敏(2004)『<読書国民>の誕生——明治30年代の活字メディアと読書文化』日本エディタースクール出版部。
 間山洋八(1981)『青森県読書運動明治大正史——土創造と焚火仲間』津軽書房。
 山梨あや(2011)『近代日本における読書と社会教育——図書館を中心とした教育活動の成立と展開』法政大学出版局。

²³ 「市町村青年団基本調査表に現れた埼玉県青年団の状況」『青年』8巻5号、92頁。

²⁴ 『埼玉県行政文書』大1527社会教育87、1924年。

²⁵ 『埼玉県行政文書』大1527社会教育81、1924年。

²⁶ 「大和田町青年会」『埼玉新報』1911年2月6日、2面。

²⁷ 持田村青年団「我が村に於ける青年文庫の概況と将来の計画」『埼玉教育』189号、1924年2月、113頁。

²⁸ 利島青年団「さゝやかなる我が文庫」『埼玉教育』189号、1924年2月、114頁。

²⁹ 『埼玉県行政文書』大1144雑款22、1920年。